第14回教学講演会

2013/12/8 於:本部広前会堂西2階

大谷村役人と赤沢文治 一慶応二年一二月の「添翰願」に注目して一

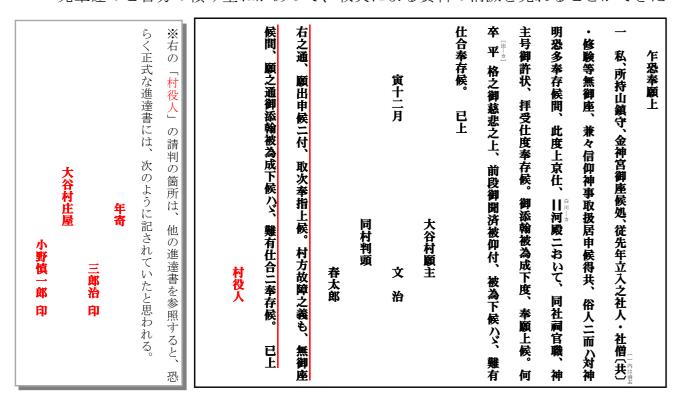
教学研究所所員 佐藤 道文

(1) はじめに

・講題を「大谷村役人と赤沢文治」とした理由について

(2) 村役人の奥書・請判への注目

- 小野家文書の所蔵経緯
 - →先輩達のご苦労の積み重ねがあって、戦災による資料の消滅を免れることができた



《資料の概要》

- ・文治が、京都の白川家から神主号許状の取得を村役人に願い出た内容
- ・小野家文書「永代御用記」から抜粋(以下、「添翰願」と呼ぶ)
 - →「永代御用記」とは、大谷村の庄屋が、主に幕府や領主役所からの公文書をはじめ、村役人や村民からの願書・届書、隣村への連絡書などを写した記録
- ⇒小野家文書ならではのポイントは、村役人の奥書・請判
- ⇒村役人から赤沢文治への関与が浮かぶ

(3) 村内の秩序をめぐる大谷村役人の意識

〈事例①〉佐方村神職の争論

- ・慶応2 (1866) 年11月、文治は村役人に檀那寺との関係を誓約する内容の願い出ている →どうして、文治は神主号取得に伴い檀那寺との関係を村役人に誓約しているのか
- ・文化13 (1830) 年、佐方村神職数名が、神葬祭に伴う檀那寺からの離檀要求を進める過程で、神田播磨が離檀を断念したことが発端となり、播磨と神田大和との間で争論
- ・文政10 (1827) 年、神田伊賀(播磨の義父)は、大谷村役人との間で約定を交わし、 大谷村早馬社の祠官裁許状を取得していた

- →約定証文で神田伊賀は、後任の者が早馬社氏子から「心得違」と見なされた場合、 解消する効力を認めている
- →佐方村神職神田大和や神田播磨らが、檀那寺寂光院からの離檀の動きを察知した 村役人は、村内の秩序を乱す行為と見なし、神田伊賀へ圧力をかけた
- ・慶応2年12月の「添翰願」に奥書・請判をもって応じた村役人は、文治が神主号を取得した後であっても村の秩序を乱した場合、容赦なく排斥する意識をもっている

〈事例②〉山伏費用の弁済

- ・文久2(1862)年3月下旬から7月下旬にかけて山伏が庄屋のもとへやってきている
- ・庄屋は、文治に信仰営為の差し止めを命じている
 - →山伏は、文治の金神信仰を問題視
 - →庄屋は、村の生活の妨げになることを問題視 文治に百姓の本文を確認
- ・文治が信仰営為の差し止めを受け入れないから、その後も山伏はたびたび庄屋のもと にやってきている →村役人が山伏の対応に掛かった経費を弁済
 - →文久2年7月12日、弁当代など「弐匁五分」を弁済
 - →慶応2年正月、2・3年の間の山伏費用「九十一匁八分」を弁済
- ・文治や浅吉は、村役人からの山伏費用弁済分の請求には応じている

〈事例③〉幕末期大谷村の生活状況

- ・村が負担する年間経費は、嘉永年間(1848~54)から慶応年間にかけて約3倍に増幅 →文久2(1862)年:銀12貫621匁 → 慶応2(1866)年:銀21貫347匁(約1.7倍)
- ・浅尾騒動や長州征伐に伴い、大谷村は浅尾藩から人馬の供出を要請される 慶応2年4月…浅尾騒動により大谷村から33名を供出
 - 同 年6月…第2次長州征伐…浅尾藩領内12ヶ村は嘆願書を進達
 - 同 年7月…長州藩士領内通行を阻止するための警護役に食料支給を行う「兵粮 方」を命じられ、大谷村から延べ約60名を供出
 - 同 年8月…暴風雨により、大谷村の稲作と綿作に被害
- ・文治の動向に目を転じると
 - 同 年9月…養母いわの死去により立派な葬儀を執行
 - 同 年11月…浅尾藩への献金(金100両)を村役人に願い出る
 - →※明治2年の大谷村における村仕事(土木)の日当:3匁…100両:約2900日分相当 →村役人は、文治からの献金の願い出に奥書をして浅尾藩へ進達
- ⇒村役人が「添翰願」に奥書・請判をもって応じた背景には、文治を社会的存在として 値踏みする村役人の判断と、村の生活を立て直していく期待が契機となっている
- ⇒文久2年に文治の信仰営為を差し止めたのも、慶応2年に「添翰願」の奥書・請判に応 じたのも、村役人の意識は、村の生活維持を最優先する判断として一貫している

(4) まとめ

- ・「添翰願」の奥書・請判は、村役人に表れる大谷村の側からの関与として金光大神の 信仰を成り立たせてきた一因
- ・村役人が「添翰願」に応じた出来事とは、それまで村内に位置付け難かった文治を、 大谷村の側が社会的存在として公的に位置付けた画期
- ・村役人と赤沢文治の関わりとして、期待と排斥という緊張関係が浮かぶ

大谷村役人と赤沢文治 一慶応二年一二月の「添翰願」に注目して一

2013/12/8 於:本部広前会堂西2階

教学研究所所員 佐藤 道文

(1) はじめに

只今、紹介に与りました佐藤道文と申します。

今年は教祖130年、そして明年は教祖生誕200年というお年柄にあたります。こうしたお年柄をお迎えすることができるのは、教祖様にはじまるお道の信心があり、布教功労者としてお祭りされるお道の先輩方のご苦労の積み重ねがあって、「いま」に信心を伝えてくださったからであります。

本日は、今年の紀要第53号に研究ノート(「慶応2年12月の「添輸願」をめぐる大谷村役人と赤沢文治」)を発表させて頂きました、その内容を通して思ったこと、考えたことをお話しさせて貰います。講題を「大谷村役人と赤沢文治」とさせて頂いておりますが、どうしてこのような講題にしたのか、そこから話をはじめさせて貰います。

「赤沢文治」とした理由は、これから注目します村の文書資料と時期に従ってのことです。今日、お話し致します内容は、文久年間(1861~1863)から慶応2(1866)年までの時期が中心となります。村の文書に限って言えば、名字帯刀が許され「金光河内」と表記される慶応3(1867)年3月(11日)までの時期は「赤沢文治」と記されているからであります。また研究者の意識として、当時の大谷村の中で周辺(者)と関わり合いながら生きた村人としての「赤沢文治」に目を向けていきたいと考えてのことであります。

今日、皆様の教会御用の場面、また家庭生活の上においても、周辺(者)との関わりはおありのことだと思います。私を例に申しますと、御用を頂いております教会は、広島県福山市の北部にあります。私は、父の御用の関係上、ご霊地で生まれ育ち、数年前から教会で生活するようになりました。昨年、先の教会長であった父が帰幽致しまして、私が教会長として御用頂くようになり1年半ほどが過ぎました。また、佐藤の家の世帯主にもなったことで、だんだんと地域(下加茂中組)の寄り合いや共同作業に参加する機会が増えてきました。例えば、道路、用水路、共同墓地、ゴミ捨て場の掃除などがあります。このような共同作業には、地域差があると思いますが、皆様もどのような形であれ周辺との関わりは、おありのことだと思います。

このように考えてみますと、教祖様も経験されたであろう、周辺(者)との関わりという事に関心が向くわけであります。村人たちが協力し合うことで生活が成り立っていた幕末期という時代でありますから、こんにちよりも村人相互の関わりは強くあったのではないかと思われます。そこで注目しましたのが、次の資料であります。

(2) 村役人の奥書・請判への注目

興味を持ちましたのは、これから注目する資料が大谷村庄屋の残した小野家文書だということです。では、どうしてこの資料を今日の私たちは目にすることができるのでしょうか。本所に所蔵されているからと言ってしまえばそれだけの事ですが、勿論そこには資料が所蔵されるまでの経緯があります。このことを、昨年ご帰幽になられました金光和道先生が、金光図書館報『土』(「小野家資料について」第118号、1987年)に纏めておられますので、その一端を要約して紹介したいと思います。

まず、小野家文書が金光教団に寄贈される切っ掛けは、当時の所蔵者である小野鉄之助氏が、北海道の医学校を卒業し、尾道市で産婦人科を開業することになった頃、高橋正雄師が尾道で精神修養のために開いていた求信会に参加したことであります。教団に寄贈される以前の昭和14年頃まで小野家文書は、空屋となっていた金光町大谷の旧小野邸にあり、雨漏りや虫食いによって劣化が進んでいました。昭和

15年6月、教団は、求信会に参加していた青木茂氏に小野家文書の整理を依頼します。青木氏とは、当時、尾道の結核療養所の管理者であり、小野鉄之助氏の産婦人科開業の世話人として尽力していたこともあって小野氏との関係は深く、また尾道市史編纂に携わっていた方であります。当時は、しだいに戦争の影響も出始めていたため、青木氏は戦災による資料の消滅を恐れ、尾道の自宅であった結核療養所へと資料を移動し、劣化した資料の消毒、副本の作成、資料の裏打ちを京都の専門家に依頼するなどの作業を行っていました。当時の尾道市近郊は、戦争の影響により人が雨露をしのぐ納屋を見つけることさえ困難だったようですが、昭和19年に療養所が閉鎖されることになります。そうした中にあって、金光教尾道教会の離れが借用できるということになり資料を移動させ、その数ヶ月後には、尾道教会から2キロほどのところに爆弾が投下されたことにより、向島にある金光教立花教会に移されたということであります。

金光和道先生は、人一人が生きるだけで精一杯というとき、小野家資料を次の時代に伝えることに命を傾けた青木氏の働きによって、資料は確かに守られたと記しておられます。こうして資料が残されたことによって、教祖様に関わる多くが明らかとなり、昭和28年には御伝記『金光大神』が刊行され、その後も金光図書館報『土』、紀要『金光教学』などに解読資料が掲載されてもきました。

私の場合、所蔵されている資料が「ある」のだからと先を急ぐあまり、直ぐ内容に目を向けがちであります。確かに資料は所蔵されているわけですが、そこには、先輩達のご苦労の積み重ねがあり、加えて戦災を免れることができたという経緯があって、私たちは今「小野家文書」を目にすることができていることをつくづく思わされております。

小野慎一郎 印
三郎治印
年寄
らく正式な進達書には、次のように記されていたと思われる。
※右の「村役人」の請判の箇所は、他の進達書を参照すると、恐
村役人
候間、願之通御添翰被為成下候ハゞ、難有仕合ニ奉存候。(已上
右之通、顧出申候ニ付、取次奉指上候。村方故障之義も、無御座
春太郎
同村判頭
寅十二月 文治
大谷村願主
仕合奉存候。 已上
卒 平 格之御慈悲之上、前段御聞済被仰付、被為下候ハゞ、難有
主号御許状、拝受仕度奉存候。御添翰被為成下度、奉願上候。何
明恐多奉存候間、此度上京仕、〓河殿ニおいて、同社祠官職、神
・修験等無御座、兼々信仰神事取扱居申候得共、俗人ニ而ハ対神
私、所持山鎮守、金神宮御座候処、従先年立入之社人・社僧〔共〕
年恐奉願上

このことを踏まえて、資料の概要を述べたいと思います。上の資料は、小野家文書の中の「永代御用記」から抜粋しています。「永代御用記」とは、大谷村の庄屋が、主に幕府や領主役所からの公文書をはじめ、村役人や村民からの願書・届書、隣村への連絡書などを写した記録です。

資料に書かれている内容は、皆様ご存知の通り、教祖様が京都の白川家から神主号の許状を取得された事蹟に関わる内容であります。以下、この資料を「添翰願(そえかんねがい)」と呼ぶことにします。教祖伝『金光大神』(平成15年)には、「慶応2年12月、神主職取得のための領主の添書を願い出た」ときの内容として、口語訳が付されています。勿論、これまで「添翰願」は、小野家文書にうかがえる教祖様の動向に関わる前半部に注目されてきました。こうした注目がなされてきたことによって、

どうして村役人は文治の願い出に応じたのかという関心を持つことができていると考えています。 既にお気づきのことだと思いますが、どうして講題で「大谷村役人」としたのかを述べますと、 繰り返しますが、興味を持ったのはこの資料は小野家文書にあることです。そこに小野家文書だから考 えることのできるポイントが浮かんできます。なぜなら、資料には村役人の奥書と請判があるからです。 レジュメの資料では赤線を引いた箇所が奥書、そして赤字で「村役人」とした箇所が請判であります。 村役人とは、一般的に「村方三役」と呼ばれており、庄屋、年寄、判頭を指します。上の資料は、進達 書の写しでありますから、具体的な名前は記されておらず「村役人」と書かれています。他の資料を参

郎」は、願主文治と名を連ねていることも小野家文書だから分かり得ることでありましょう。 このことからは、仮に、文治からの願い出に村役人が応じなかったなら「添翰願」が「永代御用記」 に記録されることはありませんし、なにより文治が、神主号を取得することも不可能だったことがうか がえます。すなわち小野家文書だから見えてくる村役人から赤沢文治への関与がポイントとして浮かん できます。

照してレジュメに再現したのですが、恐らく正式な進達書には「年寄 西沢三郎治 印」「大谷村庄屋 小野慎一郎 印」という請判があったと推測できます。また「村方三役」の一つである「判頭 藤井春太

ところが「添翰願」は、村役人が文治からの願い出に奥書・請判をもって応じた歴史的事実を示しています。そこで、ここからは講題で「大谷村役人と赤沢文治」としています「と」が、どのように「と」なのかを考えていきたいと思います。次は、時間の関係上、3つにポイントを絞って、(3)村内の秩序をめぐる大谷村役人の意識というものに目を向けて行きたいと思います。

(3) 村内の秩序をめぐる大谷村役人の意識

〈事例①〉佐方村神職の動向

慶応2年11月、文治は、村役人に宛てた願い出(「指出申書附之事」)をしています。この資料によって、村役人が「添翰願」の奥書・請判に応じる前段階で、いくつかの条件が整えられていたことがうかがえます。その中の一つに、「檀那寺」との関係は、これまで通りにしますという内容があります。どうして神主号を取得しようとする文治は、村役人に「檀那寺」との関係を誓約する必要があったのでしょうか。

この点に注目して、村内の秩序をめぐる村役人の意識を大谷村の歴史的背景に探っていきたいと思います。文化13 (1830) 年、佐方村の神職神田大和とその下社家の神田播磨との間に争論が起こっています。どうして佐方村の神職同士の争論に大谷村役人が関わっているのかと申しますと、文政10 (1827) 年8月に、神田播磨の義父伊賀が、大谷村の庄屋小野光右衛門、年寄西沢武右衛門らに、佐方村春日社に、大谷村早馬神社、須恵村地神社の社号を加えた祠官裁許状を取得することを認めて貰えるように願い出をしていたことが関わっています。この証文で神田伊賀は、のちのち後任の者が早馬社の氏子らから「心得違」と見なされた場合には、約定を解消する効力をもつことを認めています。よって、伊賀の後任に当たる播磨が、檀那寺寂光院から離檀する動きを、村役人らは、村内の秩序を乱す行為と見なし、圧力をかけているわけです。こうした佐方村神職の神葬祭をめぐる離檀の動きは、その後、更に大谷村役人を巻き込んで、神田大和と寂光院の争論へと発展していきます。

この事例から確認しておきたいのは、大谷村役人が、村内の秩序を乱す動きと判断した場合、相手が他村の神職であろうと大谷村に立ち入ることさえ認めず排斥する姿勢を示すという点であります。つまり、慶応2年12月の「添翰願」に奥書・請判をもって応じた村役人は、文治が神主号を取得した後であっても村の秩序を乱すような動きを見せた場合、容赦なく排斥する処置を取る意識をもっていたと考えられます。次は事例②に入ります。

〈事例②〉山伏費用の弁済

山伏が教祖様の「広前」で暴状を働いた出来事は、教祖伝『金光大神』で紹介されておりますので、

皆様よくご存じのことだと思います。次は、他村の山伏が村役人である庄屋のもとを訪れていることに注目します。当時の庄屋小野四右衛門の日記によれば、文久2年3月下旬から7月下旬にかけて山伏が庄屋のもとへやってきています。3月24日の記録には、庄屋は山伏の申し入れを受けて、文治に村民として百姓の本文を確認し、信仰営為の差し止めを命じています。山伏は、文治の信仰営為の内実を問題にしていますが、庄屋が文治に信仰営為を差し止めたのは、村の生活の妨げになることを問題にしているからであります。ですが、その後も山伏がたびたび庄屋のもとにやってきているのは、文治が信仰営為の差し止めを受け入れていなかったからでありましょう。文久2年7月12日(「御用諸願書留帳」)には、弥十郎が小坂村の山伏に応接し、弁当代など「弐匁五分」を立て替えています。このような村役人の山伏費用の立て替えは、数年にわたって続いています。例えば、慶応2年正月には、文治一件について2・3年の間にたびたび山伏その他の者が訪れ、掛かった「九十一匁八分」の費用を春になったら文治から取り立てるという内容が見られます。

興味深いのは、数年にわたって村役人が、他村の山伏に対応し、立て替えた費用をあとで文治や浅吉が弁済していることです。村役人としては、山伏が勝手に来てしまうので、村の仕事として応じているわけですから、文治や浅吉は村からの費用請求を突っぱねることもできたと思われます。ところが文治や浅吉は、村役人が立て替えた費用請求に応じています。先に申しましたように村役人は、文治に信仰営為の差し止めを命じていたにも拘わらず、村としてそれ以上に厳しく処遇していないのは、文治や浅吉が村役人の言い分、すなわち山伏の対応に掛かった費用の支払いには応じていたからだと考えられます。次は、事例③に入ります。

〈事例③〉幕末期大谷村の生活状況

さて、村役人が慶応2年12月の「添翰願」に奥書・請判をもって応じた背景である大谷村の置かれていた状況に注目したいと思います。「大谷村小割帳」の分析結果をもとに村の財政に着目しますと、村が負担する年間経費は、嘉永年間から慶応年間にかけて約3倍に膨れ上がっています。例えば、文久2年と慶応2年を比較すると、文久2年は銀12貫621匁だったのが、慶応2年は銀21貫347匁へと約1.7倍に増幅しています。村財政の逼迫状況を生じさせた一因として、長州征伐や浅尾騒動に伴い浅尾藩から人馬の供出を要請されていることが考えられます。例えば、慶応2年4月10日、長州藩第二騎兵隊の立石孫一郎が倉敷代官所を襲撃する事件が起きたことで、浅尾藩から陣屋の警護を命じられ大谷村から33名が供出されています。浅尾騒動の後、6月には、第2次長州征伐に伴う人馬の供出を命じられています。浅尾藩領内12ヶ村の村役人たちは藩に嘆願書を進達しています。そこには、嘆願の理由として「度重なる夫役に応じてきたことで、村民の疲弊により年貢の上納が危ぶまれる現状」が述べられています。翌7月には、長州藩士の領内通行を阻止するための警護役に食料支給を行う「兵粮方」の供出を命じられ、大谷村から延べ約60名を供出しています。更に8月になりますと、追い打ちをかけるように暴風雨に見舞われ、大谷村の稲作と綿作に被害が出ています。

こうした村の状況下にあって、文治の動向に目を転じますと、同年9月8日、文治の養母いわが死去したことに伴い、相当な経費をかけて立派な葬儀を執行しています。また11月に文治は、村役人に100両を浅尾藩に献金することを願い出ています。注目したいのは、文治からの献金の願い出に村役人が奥書をして進達していることであります。仮に村役人が、文治に100両の献金をすることが不可能だと判断した場合、奥書はもちろん、藩に進達するとは考えられません。

以上のことから、村役人が請判に応じた背景には、浅尾藩から夫役の供出を要請される度に村の財政 負担は増し、加えて人や馬が疲弊することで農耕に支障を来すという悪循環に陥らざるを得なかったと いう実状が浮かんできます。村の暮らしが苦しくなっていく中で、文治は養母の立派な葬儀を出し、1 00両献金を願い出ています。

つまり「添翰願」で奥書・請判に応じた村役人の意識とは、文久2年に庄屋が文治に信仰営為を差し 止めた出来事に見てきたように、村の生活維持を最優先する向きで一貫しています。「添翰願」の奥書 ・請判には、文治の意図とは別に、村役人にとっては、浅尾騒動や長州征伐などに村民や馬を供出することで、村の財政負担は増し、年貢の上納が危ぶまれる村内の農耕作業の遅れ、先の見えない情勢不安、さらに藩への労働力の提供によって村民の肉体的精神的な疲労や不満がたまる状況にあって、村内の生活を立て直していく期待を込めて、勿論、そこには文治が村の秩序を乱す場合、容赦なく制裁が加えられる可能性を含みながら、新たな社会的存在として文治を見出した契機が表れています。

(4) まとめ

この度の取り組みでは、村役人に代表的に表れる大谷村の側からの関与が、金光大神の信仰を成り立たせてきた一因としてあったことを確認することになります。これまで私は、金光大神の、あるいは信仰者個々人の信仰的信念によって信仰は成り立つものと思い込んでいたわけですが、村の側からの社会的な要因が関わっていたことが浮かんでいます。このことは、金光大神の信仰そのものに直接言及するものではありませんが、村役人が「添翰願」の奥書・請判に応じなければ、その後の金光大神の信仰営為は、少なくとも私達が知り得ているようには成り立たって来なかったと考えられます。つまり、村役人が「添翰願」に応じた出来事とは、村の側から文治の営為がはじめて社会的な存在として公的に位置付けられた画期ということができると考えられます。

さて、講題で「大谷村役人と赤沢文治」とした「と」がどのように「と」なのか振り返って要点を確認しておきたいと思います。事例①では、村役人による「添輸願」の奥書・請判とは、文治が神主号許状を取得した後であっても、秩序を乱すような行動をすれば、排斥する可能性を孕んでいること。事例②では、山伏は文治の金神信仰の内実を問題視していますが、庄屋が問題視したのは、文治の信仰内実ではなく、百姓としての本文を果たそうとしていないこと、なにより村内の生活維持を妨げかねない村にとって迷惑な問題と判断していること。また、村役人が立て替えた山伏費用の請求に文治が応じていることからは、信仰営為の差し止めには応じていないものの、ほどほどに村役人の言い分に応じる文治ゆえにそれ以上には厳しい処置をしない村役人の様子が浮かびます。事例③では、慶応2年になって村内の生活状況と財政状況の逼迫傾向が加速する中にあって、村役人は、村の生活を立て直していく社会的存在として文治を値踏みした上で、山伏への対応という煩わしさを解消することも含め、村内の生活維持を最優先する合理的判断によって奥書・請判に応じていることであります。以上のことからは、村役人と赤沢文治の関わり、期待と排斥の混じり合った緊張関係が「添輸願」の奥書・請判に浮かんできます。

 \bigcirc

最後に、私の関心を大きく述べさせて頂きますと、そもそも既成の宗教がある備中地方の中から、どうして金光大神の信心が、あるいは「金光大神広前」というものが生まれ、成り立ってきたのかという関心を持っています。研究に取り組む過程で、実際の生活場面では、先の教会長を亡くし、図らずも私は、いち教会の御用を預かる身となってみて「広前」からの迫りのようなものを強く感じるようになりました。「広前」御用の場面では、言わば「広前」の内側から周辺を見る意識が強くなりますが、この度の取り組みを通して、「広前」の外側、周辺者からの関わり具合、視線、思惑の様子をうかがいました。だからこそ、お道の信心を頂く一人の人間として、どのように周辺者からの関わりに応じていくのかが、問われているのではないかと受けとめています。以上で終わらせて頂きます。ありがとうございました。